



# 島根県報

平成24年12月28日（金）

号外 第 179 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 4

**告 示**

**島根県告示第713号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市野原町58番1地先から同町29番1地先まで	前	メートル 12.10～16.80	メートル 56.00	松江県土整備事務所 拡幅
			後	12.10～20.70	56.00	
"	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原555番地先から同578番1地先まで	前	11.60～14.80	103.00	交通安全工事 拡幅
			後	12.10～16.30	103.00	
"	"	鹿足郡吉賀町柿木村大野原584番1地先から同793番2地先まで	前	10.40～13.00	93.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 交通安全工事 拡幅
			後	11.10～13.00	93.00	
"	"	鹿足郡吉賀町柿木村大野原793番地先から同番地先まで	前	12.50～12.90	11.00	交通安全工事 拡幅
			後	12.50～14.30	11.00	
県道	七類雲津長浜線	松江市美保関町雲津697番1地先から同182番地先まで	前	5.50～7.80	14.00	災害防除工事 拡幅
			後	18.40～23.10	14.00	
"	"	松江市美保関町雲津182番地先から同183番地先まで	A	5.00～7.50	87.40	松江県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			B	6.00～12.00	82.80	

			後 A	23.10～ 42.00	87.40		ダブルウェイ解消 仮設道撤去
"	"	松江市美保関町雲津183 番地先から同274番2地 先まで	前	5.80～ 8.80	14.00		災害防除工事 拡幅
			後	8.30～ 24.30	14.00		
"	宮内掛合線	雲南市掛合町入間507番 1地先から同1618番1 地先まで	前 A	3.40～ 20.00	776.00	雲南県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
		雲南市掛合町入間507番 1地先から同293番1地 先まで		B	8.20～ 57.00		
			後 B	8.20～ 57.00	218.00		
"	美都澄川線	益田市美都町山本イ 1544番2地先から同イ 1541番1地先まで	前	3.80～ 5.20	83.20	益田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	4.80～ 10.40	83.20		

## 島根県告示第714号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原555番地先から同578番1地先まで	メートル 103.00	平成24年 12月28日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	〃	鹿足郡吉賀町柿木村大野原584番1地先から同793番2地先まで	93.00	平成24年 12月28日		
〃	〃	鹿足郡吉賀町柿木村大野原793番地先から同番地先まで	11.00	平成24年 12月28日		
県道	七類雲津長浜線	松江市美保関町雲津697番1地先から同274番2地先まで	115.40	平成24年 12月28日	松江県土整備 事務所	
〃	浜田八重可部線	島根県浜田市後野町698番1地先から同町657番1地先まで	137.16	平成24年 12月28日	浜田県土整備 事務所	
〃	美都澄川線	益田市美都町山本イ1544番2地先から同イ1541番1地先まで	83.20	平成24年 12月28日	益田県土整備 事務所	